

平成28年7月19日

顧問先各位

戸田会計事務所  
所長 戸田裕陽

## 「死んだらあげる」という約束は大丈夫？

— 遺言と死因贈与について —

### [1] 「死んだらあげる」と言われていたけど…

先日Aさんの兄が亡くなりました。Aさんは、兄が所有している土地の上に自宅を建てて住んでいます。生前兄は「俺が死んだらその土地は、おまえにやるよ。」と話していました。兄の言葉通りAさんが相続できるでしょうか？

### [2] 生前の口約束は、遺言ではないが…

兄には妻子がいるので、Aさんは相続人ではありません。原則として相続人以外の方が相続財産を取得するには、遺言が必要です。しかし、Aさんの場合「死んだらあげる」という「死」を原因として財産を贈与する死因贈与に該当する可能性があります。

### [3] 死因贈与とは…

まず贈与とは、財産を「あげます。」「もらいます。」と双方が合意して契約が成立します。死因贈与とは、贈与者(財産をあげる人)の死亡が条件になっている贈与契約です。死因贈与が認められるには、2つの条件を満たさなければなりません。

#### 1 証人がいるか？又は証明できるか？

「俺が死んだらその土地は、おまえにやるよ。」という兄の言葉をAさん以外の人に立証してもらう。

又は、双方の捺印のある贈与契約書等で、合意があったことを証明する。

#### 2 相続人の全員の承諾を得る。

名義変更の登記の際、相続人全員の実印と印鑑証明が必要になります。

したがって、相続人全員の承諾が不可欠です。

相続人以外の人に財産を渡すためには、遺言で行うことがベストです。遺言は一定の厳格な方式に従って作成しなければ無効なのに対して、死因贈与には形式が無く、代理人によることも可能です。手続上は、死因贈与の方が簡単というメリットがあります。しかし、遺言はいつでも取消すことが可能ですが、死因贈与の取消しは双方の合意が必要です。どちらの方法にもメリットとデメリットがありますので、実状に合う方法を選択しましょう。

なお、死因贈与による財産の取得は、贈与税ではなく相続税の対象となります。